

平成 25 年 6 月 28 日

独立行政法人 日本学術振興会
理事長 安西 祐一郎 殿

独立行政法人 日本学術振興会
監事 會田 勝美
監事 京藤 倫久

平成 24 年度監事監査報告

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の平成 24 年度における業務執行状況及び会計・経理の執行状況等について、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項の規定に基づき監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

I 一般項目についての総括的監査意見

1. 業務執行状況について

役員会、評議員会、学術顧問会議、各種委員会、学術システム研究センター運営委員会、主任研究員会議、専門調査班会議、各種審査会等に出席し、振興会全体の運営及び各事業部の業務の執行状況を拝見した結果、振興会の設置目的及び法令等の定めに従って、運営及び業務は全体として適切に執行されているものと認められる。なお、労働基準監督署の臨検により是正勧告等を受ける事態が生じたことは遺憾であるが、その対応は迅速に行われており、人件費の制約がある中で、業務の合理化と効率的な運営を進めることにより増大する業務に対処していることから、総じてその努力は高く評価される。

特に今年度は第 2 期中期目標期間の最終年度にあたることから、平成 25 年度から始まる第 3 期中期計画等の策定に向けて、学識経験者等による「振興会の将来ビジョン検討会」を設置し、その報告を基に、我が国の学術の振興及び大学における教育研究の向上に貢献する振興会のミッションをより明確にした次期中期計画が策定された。また、次期中期計画に向け、業務分担・人員配置の見直しを図るなど組織改革（人材育成事業部、グローバル学術情報センターの新設など）に着手したことなどは次期中期計画において振興会の更なる発展をもたらすものと高く評価される。

学術システム研究センターにおいては、主任研究員を中心にタスクフォースを設置し、「科研費の審査体制の改善に対する提言」や、「特別研究員制度の改善に関する検討」等、学術振興に関する新しい方策の検討をされたことも高く評価したい。

2. 内部統制について

月 2 回開催される役員会及び毎週月曜日に開催される月曜会に課長以上の幹部職員を陪

席させており、これにより理事長の運営方針や事業運営を始めとした内部統制に関わる内容が組織内全職員に周知されている。また、監事も役員会及び月曜会に毎回出席し、理事長のマネジメントに対し意見を述べることを通じて理事長との円滑なコミュニケーションを図ることができている。

なお、中央労働基準監督署より是正勧告等を受けたことについては、後述する。

3. 会計・経理の執行状況について

会計・経理の執行状況については、法令及び独立行政法人会計基準の定めに従って適切に処理されており、法人単位、一般勘定、3つの特別勘定の財務諸表及び決算報告書は、帳簿及び証憑書類の記載金額と一致し、収支状況を正しく示しているものと認められる。また、法定監査人による監査の結果、いずれの項目についても適正に処理されている旨の報告を受けている。

さらに随意契約の一般競争入札への移行についても、一般競争入札の割合が増加していること、及び仕様書の標準化により入札業務の負担軽減等が図られていることを確認した。引き続き、一般競争入札の改善に取り組まれない。

4. 実物資産の調査について

昨年度に引き続き定期的な現物実査に取り組まれていることを確認した。また、実査の結果、事務室の移転に伴う資産の取得、処分についても適切に管理されており、今年度監査を行った海外研究連絡センターも含めて、資産は資産台帳に基づき良好に管理されていた。今後も良好な資産管理状況を把握するため、毎年度定期的に現物実査を行うとともに、資産管理状況を理事長に報告されたい。

5. 給与水準について

給与水準については平成15年度より毎年度引き下げの努力が続けられており、今年度においては、対国家公務員指数は110.6に引き下げられた。なお、この値は、地域・学歴を勘案すると96.4となる。

また、国家公務員に準拠し、平均7.8%の給与削減を今年度当初から行っている。更に管理職員等について独自に昇給抑制を行うなど、給与水準の引き下げに向けた努力が行われていることを確認した。

6. 自己点検及び自己評価について

中期計画や年度計画の実施状況については、毎年度、自己点検・評価を実施し、外部評価委員会の評価を受けて次年度以降の業務の改善に活かす体制をとっている。

平成24年度は、振興会が果たすべき役割や具体的な事業等、全20項目について詳細に自己点検評価を行っている。これらの評価結果は高い水準（全20項目に対して、S評価は

10 項目) にあり、それぞれの項目に対する自己評価結果は、監事の評価とほぼ合致しており、適正な自己評価であると認める。

また、平成 24 年度は第 2 期中期目標期間の最終年度にあたることから、第 2 期全体の自己評価も併せて行った。その結果、項目数 14 に対し S 評価 6 項目、A 評価 8 項目となり、これらも監事の評価とほぼ合致しており、適正な自己評価であると認める。

7. 事務室集約について

麴町ビジネスセンター（登記簿上の住所）と一番町 FS ビルとに分散していた事務室を、平成 24 年末に麴町ビジネスセンターに集約化出来たことは、第 3 期中期目標・中期計画の達成に向け、組織連携の強化、事業の効率化が十分期待できるなど、振興会の将来へ向け発展の礎が築かれたものと評価したい。また、事務室の集約に当たって、将来的な経費の抑制やセキュリティの向上等が図られたことも特筆したい。

II 重点監査項目について

今年度は、以下の 2 項目を重点監査項目として取り上げた。

(1) 資金適正執行における大学等との連携について

研究費の不正使用や研究活動に疑義を生じさせる事案が報道されていることを受け、振興会が資金配分機関として、適切な研究活動や適正な研究費の執行についての周知をどのように果たしているかを確認した。その結果は下記のとおりである。

- ① 科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）に関して、申請の段階から交付決定段階、また、関係各機関代表者から研究者、事務担当者まで、研究費の適正な執行、研究の適正な遂行についての周知及び注意喚起が、きめ細かくかつ幅広く行われていることを確認した。
- ② また、文部科学省と分担して科研費の実地検査を年間 60 以上の大学等に対して行っており、実地検査においては、各大学等における資金管理の状況や、管理体制の整備に関する周知等を確認したほか、振興会から適切な指導・助言が行われていることを確認した。
- ③ 平成 24 年 10 月に、公的な研究費を所管する 8 府省において、「競争的研究資金の適正な執行に関する指針（平成 17 年 9 月 9 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」の改正が行われたこと等を受け、振興会内においてその周知を図るとともに、速やかに関連規程等の改正・整備を行ったことは評価される。
- ④ 振興会が文部科学省の後援を得て、日本学術会議との共催により『責任ある研究活動』の実現に向けて」をテーマとした学術フォーラム（平成 25 年 2 月 19 日日本学術会議講堂）を開催し、300 名を超える参加者を得たことは振興会のメッセージとして高く評価される。
- ⑤ 世界の研究支援機関が協議するグローバル・リサーチ・カウンシルの全体会議（平成

25年5月)開催に先立ち、アジア・太平洋地域会合を科学技術振興機構と共催で開催し、「研究の公正性」についての仙台宣言を取りまとめたことは、特筆すべき取組である。

- ⑥ 「最先端研究開発支援プログラム (FIRST)」及び「最先端・次世代研究開発支援プログラム(NEXT)」の一部研究者による研究費の不正使用や研究活動に疑義を生じさせる事案が発生していることに関しても、振興会は規定に則り調査委員会等を設置するとともに、研究支援担当機関あるいは当該研究者の所属している研究機関に対し報告を求めするなど、迅速かつ適切に対応を行っており、今後、当該機関からの調査報告を得たうえで総合科学技術会議等への対応説明など、資金配分機関としての適切な対応が図られると思料される。

引き続き、振興会は資金配分機関としての重要な責務を果たすとともに、我が国唯一の学術振興機関として、研究費の適正な執行等の周知に取り組むことが求められる。

(2) 勤務時間の適正な管理について

平成24年10月26日付けで、中央労働基準監督署から、振興会理事長宛てに労働基準法違反(労働契約の締結に際し、退職に関する事項を通知していないこと(労基法15条違反))を是正するよう勧告を受けた。また同日付けの指導票において、①管理監督者の範囲について、②時間外労働の実態調査について(調査結果に基づき、12月26日付けで時間外労働に対する割増賃金の未払いによる「勧告」となった)、③管理監督者の労働時間管理の適正化についての3点について改善措置等をとるよう指導を受けた。

このような勧告等を受けたことは、監事として遺憾であると言わざるを得ない。しかし、今回の是正勧告等を真摯に受け止め、勧告等を振興会職員に周知するとともに、早急には是正することとして、①平成25年4月以降、管理監督者の範囲を明文化、②7月に遡って時間外労働の実態調査を行い、時間外労働手当の未支給額を平成24年12月の給与に併せて支給、③管理監督者から「勤務状況等整理簿」の提出を求める、など勧告等に速やかに対応し、再発防止策を徹底したことは評価したい。

なお、振興会は給与水準の抑制を行っているところであるが、各職員のモチベーションが低下しないよう配慮しつつ、時間外労働時間の適正な管理を行われたい。時間外労働時間の縮減については、平成25年度の組織の見直しによる業務効率化の効果と併せて引き続き注視することとする。

Ⅲ 今後、更なる検討や実施を希望する事項

1. ペーパーレス化の更なる推進について

役員会等において、平成25年1月からペーパーレス化を実施したことは評価できる。引き続き、他の会議等においても利用者の意見も踏まえつつ、可能な限りペーパーレス化に取り組んでいただきたい。

なお、日常作成する申請書類や伝票類について、情報システム基盤の入替に伴い新たに導入したグループウェアにより、ペーパーレス化が進められていることは評価できる。これまでの業務の見直しを含め、必要書類の見直しや数値指標を設定するなど、紙媒体の使用量の削減に取り組むことが必要である。

2. 振興会の広報活動について

振興会の事業は、運営費交付金事業、科学研究費助成事業を始め、その原資は国民の税金により賄われており、その研究成果や活動状況をやさしく国民に説明することは、振興会の責務の一つであるとも言える。現在科研費採択者による高校生以下を対象とする「ひらめき☆ときめきサイエンス事業」や「サイエンスダイアログ事業」等が実施されており、今後もこのような活動を継続しつつ、振興会の広報活動のあり方について更に検討し、振興会の活動が研究者や大学院生のみならず、児童生徒やその保護者など、より多くの一般国民の方々に広く理解を得るよう努力することが望まれる。

また、振興会のホームページは、内外の学術機関や研究者等と振興会との重要なインターフェイスでもあることから、その拡充・整備についても引き続き取り組まれない。

3. 海外研究連絡センター(以下「海外センター」という。)について

平成 23 年度（4カ所：ワシントン、サンフランシスコ、ロンドン、ストラズブル）に続き、平成 24 年度は 3カ所（バンコク、カイロ、ボン）の海外センターの現地監査が行われたことにより、当該センターの現状を把握することができた。平成 25 年度以降においても海外センターの現地監査を行うこととして、各海外センターの負担を勘案しつつ定期的な現地監査を実施されたい。

また、グローバル化が進展する中で、海外センターの役割が益々重要になっていることから、今後、各海外センターの体制等の増強についても考慮されたい。

4. その他

振興会の組織が新しいビルに集約し、平成 25 年度から組織改編も行われたことから、振興会の今後の発展の礎ができたと評価される。次期中期計画・目標の達成に向け、引き続き職員の規律の維持を図るとともに、職員個人の意識・能力の向上にも配慮するなど、組織強化を図り、学術の振興に邁進していただきたい。

IV 監事監査結果報告への対応について

監事監査報告については、可能なものから順次対応いただいているところであるが、報告の内容によっては短時間での対応ができない事項も含まれている。今後も年 1 回を目標に、各部課より監事に対して監査結果報告に対する業務改善状況について報告をいただくようお願いしたい。